



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第78号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 78, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78889
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会會報

第78号

1992年7月1日
吐魯番出土文物研究会

目 次

〈新著紹介〉はじめに……………	1	／ 侯燦「解放後新出吐魯番墓誌録」……………	1	／
吐魯番地区文管所「吐魯番采坎古墓群清理簡報」……………	2	／ 劉漢東「關於吐魯番		
出土文書中五涼時期的徭役問題」……………	3	／ 郁越祖「高昌王國政區建置考」……………		
… 4	／ 劉戈「關於麴伯雅年號問題」……………	5	／ 錢伯泉「從祀部文書看高昌王朝	
時期的祇教及粟特九姓胡人」……………	6			

【はじめに】

例年と同じように、本年も中国で発表された吐魯番出土文物関係の論稿を紹介することにした。今回取り上げたのは1990年に公表されたものだが、本号に掲載するのはそのうち資料・調査報告、高昌郡時代の問題を論じた論稿、および高昌国時代の問題を論じた論稿などの紹介であり、高昌国時代の問題を論じた論稿の一部と、唐西州時代の問題を論じた論稿の紹介は次号以降に掲載の予定である。

なお今回は取り上げなかったが、1990年に公表された中文の論著のうち、侯燦『高昌樓蘭研究論集』（烏魯木齊 新疆人民出版社）については、關尾による書評が伊藤敏雄氏（樓蘭研究会）との共著で、『東洋學報』第73巻第1・2号に、凍国棟『唐代的商品經濟与經營管理』（武漢 武漢大学出版社）については、同じく關尾による紹介が本誌第76号に、また柳洪亮・邱 陵・侯世新編『吐魯番學著作論文資料目録』（烏魯木齊 新疆美術攝影出版社）については、白須による紹介が本誌第67号にそれぞれ掲載されているので、これらを参照願いたい。さらにこのほか、陳仲安「試釋高昌王國文書中之「劑」字—麴朝稅制管窺—」（『敦煌吐魯番文書初探』二編）については、本誌第49号に掲載の關尾「高昌文書中の「劑」字について—『吐魯番出土文書』割記（八）—」（再補）に紹介と批判がある。

☆

☆

☆

☆

◆侯 燦「解放後新出吐魯番墓誌録」

（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第五集、563～617）

表題にある計一五七点の墓誌の録文を整理番号、形態上の特徴、および所蔵機関などとともに作成年代順に整理したもの。これまで、中華人民共和國成立後にトゥルファン盆地の各地から出土した墓誌については、部分的に報告・紹介されることが多く、少しでもまとめたものとしては、同じ著者による「麴氏高昌王國官制研究」（同氏、前掲『高昌樓蘭研究論集』、所収）が唯一の成果であることを思えば、本稿の意義には計りしれないものがあると言えよう。

本稿に紹介されている一五七点の墓誌の内訳は、五世紀のものが二点（「北涼承平十三（四五五）年四月且渠封戴追贈令」を含む）、麴氏高昌国時代のものが七七点（「高昌年次未詳宋懷光追贈令」を含む）、そして唐西州時代が七八点（「唐永徽五（六五四）年十月董隆母令狐氏詔版」を含む）で、このうち最も古いものは五世紀中期の「北涼承平十三（四五五）年四月且渠封戴墓表」、最も新

しいものは八世紀後期の「唐建中三（七八二）年十一月高耀墓誌銘」（著者は死亡年次により、「唐永泰二（七六六）年高耀墓誌銘」とする）である。またこれを出土地別にみると、高昌故城近郊のアスターナ古墓群一―三点（唐西州以前四七点／唐西州時代六六点 以下、同じ）、同じくカラホージャ古墓群二―三点（一九点／四点）、交河故城近郊のヤールホト古墓群八点（七点／一点）、五星公社古墓群（南平県城近郊）二点、魯克沁公社古墓群（田地郡＝柳中県城近郊）一点、そして出土地不明のものが一〇点となる。アスターナ・カラホージャ両古墓群から出土したものが圧倒的多数を占めるが、ヤールホト古墓群をはじめ、それ以外の小規模なオアシスの近郊に設けられた墓地からの出土例もわずかづつながら確認される。またアスターナ・カラホージャ両古墓群のうち、前者では高昌郡時代から唐西州時代まで一貫して墓が築造されたのに対し、後者では時代が降るにしたがって新たな築造が減少していったことが推測できる。

発掘簡報などで、従来から存在は知られていたものの、文書が出土していないために年代などの諸データが不明な墓が少なくなかったが、本稿によって明らかになった点がいくつかある。例えば、アスターナ五二四号墓は令狐孝忠の夫婦合葬墓であることが、出土した随葬衣物疏から判明していたが（『文書』Ⅱ，p.34）、番号から判断してこれと隣接していると判断されるアスターナ五二五、および五二六号墓からはそれぞれ令狐法奴の妻趙氏の墓記、令狐氏の某の墓表が出土しているので、令狐氏の墓が一基だけではなかったことが確認される。また両者とも高昌国時代に属するが、墓誌としては比較的簡略なものであり、五二四号墓出土の随葬衣物疏が高昌国時代の衣物疏としては墓表の機能を一部代行するような特異なものであることと合わせ考えると、敦煌では名族だった令狐氏の高昌における位置も浮かび上がってくるのではないだろうか。

ただしここには、理由は不明ながら、新疆吐魯番地区文管所（柳洪亮執筆）「高昌墓磚拾遺」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第三輯 北京 北京大学出版社、一九八六年）に収録されている文管所所蔵の一六六点中、次に紹介する「高昌章和八（五三八）年三月宋宇阿虎墓表」を含む一〇点については、一切言及を欠いている。また『文書』の解説に出土例が記録されているもののうち、七点についても、著者自身が実見していないという理由で、記載されていない。これらの点については、著者自身の責任というよりも、整理システムや管理体制の問題のようにも思われるが、今後の報告に俟たなければならない点もいくつかあるようである。（關尾）

◆吐魯番地区文管所（柳洪亮執筆）「吐魯番采坎古墓群清理簡報」

（『新疆文物』1990年第3期、1～7・図版二～四）

一九七五年の冬に吐魯番県五星公社内で偶然発見され、翌七六年の秋に発掘調査が行なわれた五基からなる表題の墓群の発掘簡報。五基中一基から出土した「章和八（五三八）年三月宋宇阿虎墓表」については、すでに同じ筆者による「高昌墓磚拾遺」（前掲）に紹介されており（〈模〉図版八二、〈録〉五八九頁）、出土墓も75TQM1（ただし今回の簡報では、76TCM）と判明しているが、本簡報では不鮮明ながら写真（図版三）も掲載されている。

本簡報によれば、五基の墓はいずれも斜坡墓道洞室型であり、一号墓（76TCM1）は全長11.5m、墓室は2.95m×3.8mというので、アスターナ・カラホージャ古墓群中の高昌国時代のものと大きな違いはない。出土した器物は計六四点でこのうち一号墓からは二〇点が出土している。内訳は陶器が五七点と圧倒的に多いが、倣製のローマ金貨が二点、ペルシャ銀貨が同じく二点含まれている。

ところで一号墓から出土した墓表（泥質灰陶・陰刻、33cm×24cm）は「章和八年戊午」歳三月庚申朔十五日、兵營主簿「燕国宋宇阿」虎と釈読されている。しかし写真によれば、現存するのは後方の四行のみで、第一行目全部と、第二行目の「庚申朔」、および第三行目の「營」の部分は欠損しており、現存しない。ただ出土時点では完整だったようで、第一行目の「章和八年」の四字は、第一

発見者の証言によって復元した部分であり、第一行目の下半分と第二行目の三字はそれから推補したものと判断される。六世紀前半に属する墓表の出土例は少ないので、この墓表は史料的に貴重なものと言えようが、「兵営主簿」という官職が高昌国に存在していた可能性はまずない。やはり「拾遺」のように「兵曹主簿」と推補すべきであろう。これであれば、高昌国時代、国都の高昌を除く郡県に設けられた官職として類例が十分にそろっているからである。吐魯番県の南郊に位置する五星公社は、高昌国時代南平県の域内であった可能性が高いが、この推測が認められるとすれば、一号墓の被葬者は生前南平県の主簿であったということになるだろう。

さてその被葬者であるが、「宋宇阿虎」という姓名はいかがであろうか。とくに「宇」字は、写真によれば「字」字にも読める。刻線が不分明で断定は控えなければならないが、「宋（姓）、字は阿虎」と解釈することもあるが誤りとは言えないようである。また「拾遺」も指摘しているように、被葬者が遠く燕国を郡望としていることも注目しておいてよいだろう。ただしまた、涼州からの移住者が大多数を占めたトゥルファン社会にあっては、いわゆる地方豪族としての地位に甘んずるほかはなかったということも、一方の事実として確認しておく必要がある。（關尾）

◆劉漢東「關於吐魯番出土文書中五涼時期的徭役問題」

（『敦煌學輯刊』1990年第1期、43～50）

本稿は表題にあるように五涼時期、トゥルファン盆地の歴史で言えば高昌郡時代の兵役を含めた徭役制度について整理を加えたものである。

著者によれば、当該の時代・地域における徭役は兵役、および兵役の形式による雑役が基本であり、前者はさらに中核たる終身的な兵役、すなわち兵戸制と、徴発の兵役や徭役、募集の兵役などそれ以外の役制に分けられ、後者には屯田佃役、守水、軍内の工匠などがあったという。

魏晉南北朝時代、軍事力の根幹は兵戸によって担われていたことは既に定説になっており、とくに「五胡十六国」時代は軍事と生産の民族的分業が広範に行なわれてはいたものの、表題の政権に関しては編纂史料が語る事実は少なかった。本稿で著者は編纂史料の記述にも注意を払いつつ、零細な断片が多い高昌郡時代のトゥルファン文書をして雄弁に語らせることによって、編纂史料の空白を埋めていると言ってよい。

著者が兵戸制を兵役の中核とする根拠は、南涼政権の分業政策（關尾「南涼政権（三九七～四一四）と徙民政策」〈『史學雜誌』第八九編第一号、一九八〇年〉、参照）や、当該時期姑臧にあった東・西苑における兵戸の存在（著者による「五涼東、西苑考」〈『史學月刊』一九八七年第二期〉、参照）、そして敦煌出土の「西涼建初十二（四一六）年正月敦煌郡敦煌縣西宕鄉高昌里籍」に見える「兵」の記載などをべつにすれば、『文書』第一冊に収録されている、主としてカラホージャ九一、九六号墓から出土した北涼の四二〇、三〇年代の兵曹関係の文書群である。ここには兵士や工匠、馬子などが死亡または長期の重病の場合、はじめて後任を補充したことが見えており、これは終身兵役制を意味し、つまるところ兵戸制に等しいというのが著者の判断である。またこの時期の「家口籍」には、「蔡暉等家口籍」（『文書』I， p.169）のように、丁中・年齢の記載を省くものがあるが、兵戸であれば一家を挙げて服役しているためにかかる記載を必要としなかったためであるという。

著者によれば終身兵役＝兵戸制は兵役のみならず、上記のように工匠、馬子、さらには屯田佃役、守水などあらゆる雑役にも採用されており、それをそれぞれの徴発された徭役者、そして募集に応じた徭役者が補完していたという。また徴発は戸を単位としていたとするが、これらの主張の根拠も上記の二つの墓や、アスターナ六二号墓出土の文書群である。

ところで本稿で著者が取り上げた問題については、かつて唐長孺氏が簡単な言及をされたことがある（同氏「新出吐魯番文書簡介」〈同氏『山居存稿』北京 中華書局、一九八九年、所収〉）。唐氏

も著者と同じように、カラホージャ九一、九六号墓出土の兵曹関係文書を手がかりにし、しかし著者とは対照的に、兵士の来源については徴発と謫発のみを指摘し、魏晋南北朝時代特有の兵戸制が施行されていなかった理由としてトゥルファンの地域的な特殊性をわざわざ挙げている。著者と唐氏の見解の優劣を論ずる資格は評者にはないが、著者の言う事例が終身兵役制を直ちに意味しているか否か、判定は容易ではないことだけは指摘できる。またこれと関連して敦煌戸籍中の「兵」字の解釈（これが兵戸を意味するのであれば、民戸とは別籍になっていたはずである）や、「家口籍」の様式・性格などについてもなお検討の余地があるのではないだろうか。（關尾）

◆郁越祖「高昌王国政区建置考」

（復旦大学中国歴史地理研究所編『歴史地理研究』2 上海 復旦大学出版社、161～185）

本稿は麴氏高昌国時代、その支配下にあった城鎮＝地名を現在地に比定し、あわせてその沿革や高昌国の地方支配について述べたものである。

著者は先ず出土史料と編纂史料から、高昌国時代の地名を列挙する。

出土史料に見えるもの：高寧 威神 田地 交河 柳婆 無半 鹽城 始昌 南平 永安 安樂
横截 臨川 永昌 洿林 寧戎 白芳 安昌 諸成 武城 酒泉 龍泉
高昌 新城 遙遙 新興

編纂史料に見えるもの：高寧 田地 交河 柳婆 無半 鹽城 始昌 南平 安樂 横截 臨川
洿林 寧由（由寧）白力（白刀・白棘）安昌 龍泉 高昌 新興 篤進
東鎮 南昌

このうち、白力は白芳に、寧由は寧戎に等しく、また新城、遙遙、および諸成については判断を保留し、結局以下の二五を高昌国時代の地名とし、威神以下を除く二二の地名について、この順序で現在地への比定を試みる。

高昌 交河 田地 始昌 東鎮 白芳 横截 高寧 臨川 新興 寧戎 武城 酒泉 安樂 洿林
永安 鹽城 龍泉 南平 安昌 篤進 無半 威神 永昌 柳婆

比定にあたって著者が参照するのは、『西域番國志』、『西域圖志』、および『辛卯侍行記』などが主であり、これに出土史料を援用しているが、比定結果は近年の成果では、荒川正晴「麴氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」（『史学雑誌』第九五編第三号、一九八六年）とほとんど相違ない。ただ荒川氏が現在の吐魯番県城の北方に比定した洿林については、音が近いという理由で県城東南二〇里の二令庄子に、荒川氏が不詳とした永安については、洿林に近接しているという理由から同じく県城東三〇里の養坎井に比定している。また考証の結果、東鎮と白芳が同一の地で、前者は唐西州時代の呼称であるという。

次いで沿革については、高昌郡時代の五城（高昌県・田地県・横截県・高寧県・白芳）から、五世紀半ばの車師滅亡による八城への増加を経て、麴氏高昌国時代には一六城（国都の高昌を除く）に上り、六四〇年の滅亡時点では、最末期に増置された龍泉を含めて二二城に達したとする。最後の地方支配については、郡県の置廃と、郡と県の統属関係の推移について検討する。

以上が本稿の概要だが、既に明らかなようにここでは近年の成果はもとより、先駆的な嶋崎昌氏の成果「高昌國の城邑について」（同氏『隋唐時代の東トゥルキスタン研究』東京大学出版会、一九七七年、所収）さえ無視されている。もし著者がこれらを参考にし、さらに近年の出土文書を丹念に分析していたら、現在地への比定はもとより、城鎮の数についても若干とはいえ、違った結論が出されたであろう（著者が判断を保留した三者についてもこれら先行研究や、關尾「田畝作人文書」の周辺」（『東アジア歴史と文化』創刊号、一九九二年）、参照）。しかし先行研究を参照できなかったための最大の欠陥は、郡と県の統属関係を問題にした最後の箇所集中していよう。嶋崎氏の提

起を受けた荒川氏の論証によって、高昌国時代にはそもそも郡と県の上に統属関係がなかったことが動かしがたい事実となっていると評しても過言ではないからである。

もちろん著者もこの問題を検討するにあたり、例えば「高昌章和十一年（五四一）年三月都官下交河郡司馬主者符為檢校失奴事」（『文書』Ⅱ，p.28）や、「高昌章和十一年（五四一）年三月都官下柳婆・無半・鹽城・始昌四縣司馬主者符為檢校失奴事」（同，p.29）などに言及している。しかし荒川氏がこの両符が中央の都官から郡と県の担当者に同じ指示を直接伝えていることを根拠に、郡と県の上の統属関係の存在を否定したのに対して、著者は前者の符の宛先を交河県の担当者と解釈し、同じ指示が交河郡に属する郡治以外の県の担当者にも伝えられたと解釈するのである。けれども前者の宛先はあくまでも交河郡の担当者であるし、郡治以外の属県に対して郡を経ないで中央から直接指示が伝えられるというのも納得できない。しかも四県のうちで著者が比定を断念した柳婆については、先行研究が消極的ながら南平郡の近くに比定しており、この点からも四県が交河郡の属県であったというのは首肯できないのである。（關尾）

◆劉 戈「関于麴伯雅年号問題」

（《西域史論叢》編輯組編『西域史論叢』烏魯木齊 新疆人民出版社、179～182）

麹氏高昌国の第七代王、麴伯雅をめぐる問題から、その在位期間とそこで使用された元号を取り上げた論稿。

麴伯雅が即位したのはその元号延和から逆算して六〇二年だが、その死去による麴文泰の即位年については編纂史料では二説ある。武徳二（六一九）年説（『旧唐書』卷一九八）と、武徳六（六二三）年説（『資治通鑑』卷一九〇）である。著者はそれに対して、出土史料中にある重光なる元号の元年が六二〇年で、『旧唐書』にある麴伯雅の没年の翌年に相当することから、『旧唐書』を是とし、重光を麴文泰の元号とする。またあわせて延和一三年となるべき六一四年の冒頭に義和に改元された事実を確認する。そして『辞海』紀年表が、延和を十二年間のみとしている点については、新出のトゥルファン文書中に延和十八（六一九）、十九（六二〇）年の紀年を有する文書があることを根拠としてしりぞける。さらに六一四年から六一九年のある時期まで義和なる元号を制定・使用した主体については、麴伯雅以外の人物であり、六一九年に麴伯雅の復位がなったと考えている。

著者の指摘をまづまでもなく、中国で出版されている多くの紀年表の類では、延和紀年の復興と、それから推測される麴伯雅の復位については言及されていない。その意味では著者の指摘は正当であるし、必要でもあろう。しかしこれでは問題を解決したことにはならないのではないか。事実の確定に関わる問題としては、延和から重光への改元の主体が誰であったのか、という点がある。著者のように『旧唐書』を是として、六一九年の麴伯雅の死去にともない、その子麴文泰が直ちに即位し、さらに翌六二〇年の正月を期して延和から重光へと改元したとすれば、延和十九（六二〇）年の紀年を有する文書は作成されなかったはずである。この点について著者は正月改元ではなかったと考えているようだが、特別な理由がない限り、逾年改元の原則がとられていたと考えられるから、やはり呉震氏が指摘されているように（同氏「麹氏高昌国史索隱—從張雄夫婦墓志談起—」〈『文物』一九八一年第一期〉）、重光は麴伯雅の元号であり、六二四年から始まる延壽こそ、麴文泰の元号だったと考えるべきであろう。これは『資治通鑑』の記述を是とすることを意味する。また官印文書の紀年とも矛盾しない（關尾「高昌文書にみえる官印について」〈本誌第四〇、四一、四四号〉）。著者のように『旧唐書』を是とするのであれば、なぜ麴文泰が重光から延壽へと改元せねばならなかったのか、その理由を明らかにする必要があるのではないか。

第二点として、義和なる元号を制定・使用した主体と麴伯雅との関連、換言すればいわゆる「義和の政変」についてさらに具体化することも求められているのではないだろうか。この点に関しては近

年、わが国でも北條祐英氏が西突厥による鉄勒の壊滅を政変の「引き金」と位置づけている（同氏「西突厥の東方経略とその影響について」〈『東海史学』第二五号、一九九〇年〉）。義和年間に作成された馬足の帳簿様文書がひとつの根拠として提示されてはいるが、あくまでも推測の域を出ていない。今後、関連する文書の内容のみならず、形態や様式などにも検討対象をひろげながら、政変の有無も含めて具体的な検討に進むべきであろう。（關尾）

◆錢伯泉「從祀部文書看高昌麴氏王朝時期的祆教及粟特九姓胡人」

（『新疆文物』1990年第3期、93～101）

トゥルファン出土の「高昌永平二（五五〇）年十二月三十日祀部班示爲知祀人名及謫罰事」文書（73TAM524:32/2-2 『文書』Ⅱ，pp.45-47）に記される「薩薄」（あるいは「薩簿」か）という称号に注目し、麴氏高昌国時代における当地の祆教とソグド人の問題を検討している。著者は、この「薩薄」を麴氏王朝の行政機関の一つである祀部の官職と認められ、この名称はその他のトゥルファン文物には見られないとされる。ただし「薩薄」の称号は、「高昌義和六（六一九）年伯延等傳付麥・粟・床條」（60TAM331:12/1-12/8 『文書』Ⅲ，pp.110-115）に見えており、高昌国において一時的に設置されたものでないことが確認される。

著者はこの「薩薄」について、祆教を管理・監督する官称号と認められ、そうした官職の登場する前提として、ソグド人の集団的な定住を想定されている。しかしながら、一方では同墓出土の「高昌章和五（五三五）年取牛羊供祀帳」（73TAM524:34(a) 『文書』Ⅱ，p.39）に見える「丁谷天」を、通説の如く、丁谷(Tuyuq)にあった祆教の施設（胡天＝祆祠）と理解せず、根拠は明示されていないが、古トルコ語のTängriの音訳と推測されている。さらに『隋書』百官志に見える、二百戸の祆教徒に対して一人の薩保（＝薩薄）を設置する規定に基づいて、当時のトゥルファンにおけるソグド人定住者の規模を推測したり、また高昌城近辺に位置したと思われる「從化郷」（「崇化郷」の誤りか）を、ソグド人の定住地域とみなし、彼らが「戸籍」に編入されて税役負担を課せられていたことをトゥルファン文書から明らかにしている。

しかしながら基本的な問題として、高昌国時代における祆教とソグド人について検討する際に、編纂史料や西州時代に属する出土文書をそのまま援用してこの問題を分析することは著しく妥当性を欠く。当然のことながら『隋書』に基づいて、トゥルファンに定住するソグド人集団の規模を推測したり、西州時代の文書から彼らが高昌国時代、「戸籍」に編入された百姓として税役を負担していたことを直接指摘することはできない。まずは麴氏高昌国におけるソグド人に対する統治の実状を、麴氏高昌国の盆地住民に対する支配の性格と絡ませながら、同時代の出土文書から浮かび上がらせる工夫が要求されよう。

また一方で、この問題は、六世紀以降本格化するソグド人の東方植民活動と密接に関係しており、彼らはトゥルファンだけでなく、その他のオアシス国家や河西地域をはじめとする中国内地にも数多く集団的に移住している。高昌国における祆教とソグド人の問題を分析する手がかりを得るためには、彼らが植民活動の過程において、如何なるかたちで集団を形成し、かつそれを維持してきたのかを明確にしていかなければならない。微視的な分析とともに、ソグド人の東方植民活動について、より深く包括的に論ずることが要求される。（荒川）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)